

# 神栖市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金に関する Q&A

	質問	回答
1	申請用紙はどこでもらえるか	申請開始日より神栖市役所防災安全課窓口又は市民生活課窓口にてお渡ししています。 市公式ウェブサイト内 防災安全課 自転車乗車用ヘルメット購入費補助金のページよりご印刷いただくことも可能です。
2	申請窓口はどこか	・神栖市役所 3階 防災安全課窓口又は波崎総合支所 市民生活課窓口にて受付けます。
3	対象者は誰か	神栖市内に住民登録がある高校生相当の方。 神栖市内に住民登録がある満65歳以上の方。
4	市外・県外の高校に通っている場合は対象か	神栖市内に住民登録があれば対象です。
5	高校生に通っていない人は対象か	神栖市内に住民登録があれば対象です。
6	申請者の保護者等とは	親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母等)、子どもを現に監護する者、子どもを一時的に補助する親族
7	対象のヘルメットは何か	(1)4月1日から3月31日までに購入したもの(現年度) (2)安全基準に適合した新品未使用のもの ※安全認証マーク(SG・JCF・CE・GS・CPSC)のいずれかがあるもの (3)転売等の目的でなく対象者本人が着用するもの
8	前年度(4月1日以前)に購入したヘルメットは対象となるか	現年度(4月1日以降)に購入されたものが対象となります。インターネットにて購入の場合は注文日が現年度(4月1日以降)のものです。
9	子が複数おり、購入したが、申請はまとめてできるか	複数の対象者をまとめて申請する事はできません。1人の対象者に対し、1枚の申請書が必要です。
10	ヘルメットは、神栖市外の店舗で購入しても良いか	神栖市外の店舗でもご購入いただけます。
11	インターネットで購入しても良いか	インターネットでの購入は可能です。但し、領収書等の購入に係る証明書の発行可能な店舗からとし、個人間の売買は対象外です。
12	インターネットでの購入時にポイントやクーポンを使用した場合に補助額はどうなるか	ポイント・クーポン利用分を購入費用から差し引いた実際の負担額で補助額の決定がされます。なお、ポイント・クーポン使用の有無は領収書等の添付書類より確認をいたします。
13	添付書類の支払いを証する書類の写しとは何か	領収書又はレシートのコピーです。次の項目の記載が必要となります。 ①申請者又はヘルメット着用者の氏名 ②領収日 ③領収金額(ヘルメットの購入単価がわかるもの) ④購入相手方 ⑤購入品名【ヘルメット代】等 ※ヘルメットを購入したことがわかるもの
14	添付書類の安全基準を確認できる書類の写しとは何か	安全認証マーク(SG・JCF・CE・GS・CPSC)のいずれかが記載された書類の写し。保証書や取扱説明書等の写し。何も無い場合はマークの写ったヘルメットの写真でも可とします。
15	ヘルメットと一緒に別の物も購入した領収書を添付してよいか	領収書等の明細から、ヘルメット単体の購入価格が分かるようであれば添付して下さい。
16	領収書は写しでもよいか	現物でなく写し(コピー)を添付して下さい。
17	申請用紙の記載を誤った場合はどうすればよいか。	修正液等を使わず誤りの箇所を二重線で訂正のうえ、上部に正しい内容を記入ください。 但し、交付申請(請求)額欄は訂正ができませんので、誤った場合は新しい申請書に再度ご記入下さい。
18	補助金は口座振込ではなく現金ではもらえないか	申請者名義の口座振込に限ります。
19	口座へ振込までどれくらいの期間がかかるか	1か月～2か月程度かかります。